

生活者支援事業「たねPay」ポイント給付のご案内

電子地域通貨「たね Pay」を活用して、カードの所有者に一括でポイントを給付します。

給付の対象となる方

- A. 令和7年12月1日現在で本市に住民登録がある令和7年度末に16歳以上の市民
- B. 令和7年12月1日現在で本市に住民登録がある令和7年度末に16歳未満の市民
(※世帯人もしくは法定相続人等に給付)
- C. 令和7年12月1日以降にお亡くなりになられた市民
(※世帯人もしくは法定相続人等に給付)



※ただし、令和7年12月1日以降に転出された方は、対象外となります。

給付額

1人あたり **10,000円分の「たねPay」ポイント**

申請方法

対象の方には、市から世帯主宛てに書類を送付しています。

以下により、申請方法をご確認ください。

A. 16歳以上の西之表市民	お持ちのたねPayカードに自動的に給付されます。 ※申請不要
B. 16歳未満の西之表市民	世帯人もしくは法定相続人等が、 生活者支援事業支給確認書 に必要事項を記入し、申請期限までに 市役所1階総合案内所 にご提出ください。
C. 12月1日以降にお亡くなりになられた市民	世帯人もしくは法定相続人等が、 生活者支援事業支給確認書 に必要事項を記入し、申請期限までに 市役所1階総合案内所 にご提出ください。



Aの方は、**1月30日(金)**に自動的にポイントが給付されます。

B・Cの方は、手続き後、審査～給付完了までには、**2週間程度**かかります。

申請期限

申請期限は、**令和8年3月13日(金)**です。

確認書提出先

市役所1階総合案内所へご提出ください。

※Aの方は、申請は不要です。

たねPayカードがお手元にない方

市役所2階経済観光課で再発行ができます。

再発行される方の**身分証明書**をご持参ください。

ウラ面へ

16歳未満の方のポイント給付について

- 16歳未満の方のポイントは、世帯人もしくは法定相続人に給付されます。

申請方法

送付された生活者支援事業支給確認書に必要事項を記入し、16歳未満の方の身分証明書と、ポイントを受給される方の身分証明書をご持参し、市役所1階総合案内所で申請してください。
(※代理の方が申請する場合、代理の方の身分証明書が必要となります。)

【必要書類】

①確認書、②16歳未満の方の身分証明書、③ポイントを受給される方(世帯人もしくは法定相続人等)の身分証明書、④代理の方が申請する場合は、代理の方の身分証明書

注意事項

※令和7年12月1日以降にお亡くなりになられた方の申請方法については、16歳未満の方と同様です。

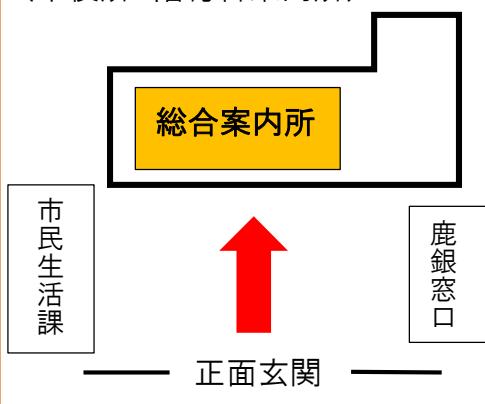
必要な書類は、①確認書、②ポイントを受給される方の身分証明書(世帯人もしくは法定相続人等)、
③代理の方が申請する場合は、代理の方の身分証明書となります。

※身分証明書は、マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書のいずれかをお持ちください。

その他

▼確認書提出場所

(市役所1階総合案内所)



たねPayアプリもぜひご利用ください！

スマートフォンでお気軽にたねPayが使えます。

▼ダウンロードはこちらから



お問い合わせ

生活者支援事業センター

☎ 0997-22-1111(内線 306・313)

(受付時間 平日 8:30~17:15)

FAX 0997-22-1021

Email

shiminsoudan@city.nishino
omote.lg.jp

▼市ホームページ

はちらから

